

小山の土地売却違法判決

「町側が価格漏えい」

静岡地裁

小山町による民間業者への土地売却は違法だとし、住民が町を相手取り土地の返還請求を怠っていることの違法確認などを求めた訴訟の判決で、静岡地裁は23日までに、土地売却について「事前に町側から予定買い取り価格の漏えいがあり、違法で無効」との判断を示した。

小山町は2015年、町内にあった全国労働金庫協会の研修センターの跡地を

6千万円で購入。ホテルを整備するとして16年、跡地の北側半分程度を約1億6100万円で静岡市の業者に売却した。原告側は、町による跡地の取得を「真の目的は業者への転売で、違法で無効」と訴えていた。

増田吉則裁判長は判決理由で、プロポーザル手続きの予定買い取り価格と業者の提案価格が「不自然なほど極めて近接している」

と指摘。業者による算出方法の説明も信用できない上、前町長が先輩県議らの依頼を受けて業者への売却を計画していたとして、価格の漏えいがあったと認め

た。

一方で、業者が実際にホテルを建てていることを踏まえ「今後、町と業者の間で土地処理について合意が行われる可能性を否定できない。現時点で返還請求する必要性は高いとは言えない」などとして、原告側の訴えはいずれも棄却した。

池谷晴一町長は「控訴は

考えていない。(判決の指摘は)今後の町政運営の参考としたい」と述べた。